平成２９年度　福島県奨学生（在学）募集の案内

福島県奨学資金

高等学校・専修学校（高等課程）

本県奨学資金は、福島県出身の生徒又は学生であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等をはかり、健全な社会の発展に資することを目的としております。

※　震災特例採用奨学生の募集については、５月に別途お知らせします。

1　募集人員（※予約採用者を含む）　　４００名程度

2　貸与月額

区　　分	国　公　立	私　　立
自宅通学のとき	18,000円	30,000円
自宅外通学のとき	23,000円	35,000円

3　貸与期間　　平成２９年４月分から在学する学校の正規の修業期間

4　申込の方法　　在学する学校を通して行います。

①　申請に必要な書類を学校へ提出　　**月　　日まで**

↓

②　学校の推薦を得て申請へ

↓

③　学校より申請書類を福島県へ　**平成２９年６月３０日(金)〔必着〕**

5　採用の決定　　提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。
採否については、学校を通して本人に９月初旬に通知します。
採用された場合は、誓約書の提出後、４月分まで遡り貸与開始となります。

◆問合せ先◆　在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688　　福島県福島市杉妻町2-16
TEL:024-521-7775(直通)　　Fax:024-521-7973

福島県奨学資金　　検索

＜応募資格＞

1　各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

（1）　高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限２年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒であること。

（2）　次に掲げる条件を具備していること。

①　県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に６ヶ月以上住所を有していること。

②　県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、入学又は転学するまで県内に６ヶ月以上住所を有しており、かつ保護者が県内に６ヶ月以上住所を有していること。

2　在学学校より推薦を受けるには、次に掲げるすべての基準を満たしていることが必要です。

【学　力】

１年生・・・中学校における最終学年の全履修教科の評定を合計し、これを全履修教科数で割った値（小数点第２位四捨五入）が**3.0以上**であること。

２・３年生・・・２年生は１年次、３年生は１・２年次の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第２位四捨五入）が**3.0以上**であること。

専攻科（高等課程）・・・学年によらず直近２ヶ年分の全履修科目の評定を合計し、これを全履修科目数で割った値（小数点第２位四捨五入）が**3.0以上**であること。

※【ひらた清風中学校卒業者（Ｈ２９年３月）の特例について】

県立小野高等学校平田校の募集停止に伴う経済支援策として、学力基準を緩和しています（平均評定は問わない。勉学に意欲があり、学業を修了できる見込みがあると学校長が認める者。）。

【所　得】

本人の生計を主として維持する者の１年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

～収入の目安～　［父・母・高校生・中学生の４人家族の場合］

給与所得者の場合	給与所得者以外の場合
７８５万円以下	３３０万円以下

※　所得基準額は、家族の人数などによって異なります。

＜注意事項＞

1　応募資格の条件を満たし、学校からの推薦を受けて応募いただくようになります。

2　**同種類（貸与型）の修学資金を他から受けていないこと。**

※　他団体の奨学資金との併願のみ可能。併用は不可。

なお、本県奨学生に採用後に併用が発覚した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

3　過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者又は現に貸与されている者は申し込みできません。

4　福島県奨学資金は、「在学採用」のほか、「緊急採用」「震災特例採用」もありますので、巻末の「緊急採用・震災特例採用について」をご覧の上、申請の際に御確認ください。

＜必要書類＞ 記入終了後、そろっているか □ に ✓ チェックしましょう

□ 福島県奨学生願書（第1号様式）

① 「記載例」及び「願書裏面の注意事項」をよく読み、読みやすい字で記入してください。

② 申請者（生徒）の現住所は、実際住んでいる住所を記入してください。自宅外通学等で住民票住所と異なる場合は、「居住証明書」又は「在寮証明書」を必ず提出してください。

③ 保証人は2人（連帯保証人と保証人）必要です。

※ **連帯保証人**‥**福島県内に居住する(住民票がある)親権者**等。

※ **保証人**……申請者及び連帯保証人と**別住所・別生計**で、返還の責務を負える成年者。やむを得ない場合を除き**65才以下の方**にしてください。

④ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押し、余白に正しく記入してください。（修正液、修正テープの使用不可）

□ 福島県奨学生推薦調書（第2号様式）⇒ ※在学している学校で記入します

□ 平成29年度(平成28年分)所得証明書 （就学者以外の世帯全員分）

① 源泉徴収票は不可。

② 就学者以外は、**無職、年金受給者**の方も提出してください。

③ 平成28年の中途又は平成29年中に退職、転職（開業・転業・勤務先変更も含む）等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。

④ 市町村の発行開始時期が提出期限に間に合わない場合は、在学学校へご連絡ください。
※ 発行開始時期は市町村によって異なりますので、各市役所・役場へお問い合わせください。

□ 住民票謄本 （本籍記載の世帯票） ※ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ(個人番号)の記載がないもの

① 戸籍謄本は不可。

② **同居・別居を問わず同一生計の方全員分**を提出ください。（単身赴任や学生を含む）
※ 住所が同一で世帯が別の場合（二世帯以上の同居又は祖父母等）も全員分が必要です。

□ 保証人の住民票抄本 （本籍記載の個人票） ※ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰ(個人番号)の記載がないもの

□ 口座振替による支払申出書

① 申請者（生徒）名義の普通預金のみ有効。（貯蓄型口座への振替はできません。）

② ゆうちょ銀行の場合は、**通帳の見開き1頁目のA4コピーを必ず添付**してください。
※ 口座番号を訂正した場合や銀行窓口に出向くことができない場合は、通帳（銀行名/支店名/口座番号/カナ口座名がわかる頁）のA4コピーを添付してください。

③ 申請者（生徒）が実際に住んでいる住所を、住民票（若しくは居住証明書・在寮証明書）の記載どおりに記入してください。

□ 居住証明書
□ 特別の事情にかかる経費内訳
□ 給与支払（見込）証明書

≪注意≫
該当者のみ提出

返還について

奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると、奨学生本人に返還義務が生じます。
返還金は後輩奨学生の奨学資金として直ちに活用される重要なものです。
福島県奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人並びに保証人において、卒業後の返還義務を十分に御理解の上、申請されますようお願いいたします。

返還の方法

【返還の期間・方法】 卒業の月の６ヶ月後から貸与を受けた奨学資金の総額に応じ20年以内に、全額を**半年賦（年２回）**で返還していただきます。福島県より納入通知書を発行・送付しますので、金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口より納入していただくようになります。口座振替等の取扱いはありませんので注意してください。

【利子及び延滞利息】 利子は、**無利子**となります。
ただし、返還すべき日までに返還されない場合は、**年10%の延滞利息**が発生します。また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人及び保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

返還額の例

		通学別	貸与月額	貸与月数	貸与総額	半年賦額※	回数	年数
国公立高等学校	３年制	自　宅	18,000円	３６月	648,000円	36,000円	18回	９年
		自宅外	23,000円	３６月	828,000円	41,000円	20回	10年
私　立高等学校	３年制	自　宅	30,000円	３６月	1,080,000円	49,000円	22回	11年
		自宅外	35,000円	３６月	1,260,000円	52,000円	24回	12年

※　端数は初回返還金で調整されます。

〔高等学校・専修学校生用〕

所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの１年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が**表２**（所得基準額表）の基準額以下であること。

給与所得者　**５人家族（父・母・大学生・高校生・祖母）の例**

			収入金額	控除額（表３）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高等学校	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

所得証明書の「給与収入金額」もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

父が家計支持者であるので、

① 給与所得の計算式（裏面表１）から

8,500千円 × 0.7 − 2,226千円 ＝ 3,724千円

② 特別控除額表（裏面表３）から（控除を差し引く）

3,724千円 − （ 1,440 ＋ 280 ＋ 860 ） ＝ 1,144千円

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

③ 所得基準額表（裏面表２）により**５人世帯3,070千円以下**ということで申請可能となります。

給与所得者以外（自営業・農業等）　**３人家族（父・姉・本人）の例**

			所得金額	控除額（表３）
父	会社員	営業所得	3,300千円	490千円
姉	専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	私立高等学校	自宅通学		410千円

父子家庭控除額

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

①給与所得の計算式（裏面表１）は当てはめない。

②特別控除額表（裏面表３）から（控除を差し引く）

3,300千円 − （ 490 ＋ 1,120 ＋ 410 ） ＝ 1,280千円

③所得基準額表（裏面表２）により**３人世帯2,640千円以下**ということで申請可能となります。

表１　給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……所得金額＝0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……収入金額×0.8－2,626千円＝所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……収入金額×0.7－2,226千円＝所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……収入金額－4,860千円＝所得金額

表２　所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
１人	1,430,000円	５人	3,070,000円
２人	2,290,000円	６人	3,250,000円
３人	2,640,000円	７人	3,410,000円
４人	2,860,000円		

※　世帯人員が７人を超える場合は、１人増すごとに160,000円を世帯人員７人の所得基準額に加算する。

表３　特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要（注１）
2	就学者のいる世帯（１人につき） 注１：自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書でそれが確認できる場合に限ります。確認できないときは、自宅通学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
			自宅外通学	620,000円	1,120,000円	
		大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円	
			自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円	
3	障がい者のいる世帯	１人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害をうけた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があって将来長期にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円。				

備考　①　「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。

②　現時点（申請時点）において特別の事情に該当する項目について控除されます。

③　３の障がい者控除と４の長期療養者の控除は重複できません。

緊急採用・震災特例採用について

緊急採用について

家計の急変（主たる家計支持者の解雇、退職、死亡、離別、破産、病気、事故、災害等）により緊急に奨学資金が必要となった場合の採用は随時行っています。

家計急変の事由発生が１年以内で、急変の事由を明らかにする証明書の提出が必要です。

また、貸与期間は年度内までで、状況が改善しないと認められた場合、翌年度１年間に限り延長することができます。詳しくは、在学している学校若しくは福島県教育庁高校教育課にお問い合わせください。

震災特例採用について

「緊急採用」とは別に、東日本大震災により被災し、次のいずれかの事由により修学が困難となった生徒を対象に、「震災特例採用」の制度があります。平成２８年度の募集については、５月に別途お知らせします。

対象者（平成２８年度参考）

① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

※ 卒業後の本人の収入見込みにより、柔軟な返還免除制度があります。